



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *49 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 2
*50 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 2

○ 告示

- 1343 一般競争入札による落札者の決定 (管財課)..... 3
1344 " (")..... 3
1345 指定納付受託者の指定 (国際課)..... 4
1346 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 4
1347 指定一般相談支援事業者の指定 (")..... 5
1348 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター温水プール管理・運営業務に係る一般競争
入札に参加する者に必要な資格等 (")..... 5
1349 換地処分完了 (農業農村整備課)..... 7
1350 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)..... 7
1351 保安林予定森林 (")..... 7
1352 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 7
1353 " (")..... 8
1354 保安林の皆伐面積の公表 (")..... 8
1355 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(技術調査課)..... 9
1356 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 14
1357 都市計画の変更 (都市政策課)..... 14
1358 " (")..... 15
1359 " (")..... 15

○ 人事委員会告示

- 14 令和5年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施 15

○ 教育委員会告示

- 4 令和6年度和歌山県立高等学校生徒募集定員 20

○ 選挙管理委員会告示

- 99 政治団体の届出事項の異動の届出 22
100 政治団体の解散の届出 22
101 和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 22

○ 警察本部告示

- 16 一般競争入札による落札者の決定 23

○ 訓令

- *32 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 24
*33 和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令 (")..... 25

規 則

和歌山県規則第49号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料 1 略 2 <u>国際課及び振興局地域振興部が行う旅券法の施行に関する事務に係る手数料のうち同法第20条第1項第1号から第3号までの処分に係るもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付する場合に限る。）</u> 3～11 略	別表第1（第2条関係） 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料 1 略 2～10 略

附 則

この規則は、令和5年12月4日から施行する。

和歌山県規則第50号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（検査調書等の作成及び省略） 第97条 略 2 略 3 <u>第1項本文の規定にかかわらず、集中調達物品の調達に係る経費（契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。）のうち、物品・役務電子調達システム（県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して物品又は役務の調達に係る入札の手續及び物品の管理を行うシステムをいう。以下この項において同じ。）を使用するものについては、検査調書又は検取調書の作成を省略することができる。この場合において、当該検査をした職員は、物品・役務電子調達システムに検査した年月日、職名及び氏名を登録しなければならない。</u>	（検査調書等の作成及び省略） 第97条 略 2 略
別表第4（第55条関係）	別表第4（第55条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 請求書を提出させ難い特別の事情があるもの又は集中調達物品の調達に係る経費（契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。）のうち、第97条第3項の物品・役務電子調達システムを使用するものについては、請求書の添付を要しない。
- 3～6 略

略

備考

- 1 略
- 2 請求書を提出させがたい特別の事情があるものについては、請求書の添付を要しない。
- 3～6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1343号

令和5年度及び令和6年度県庁舎（本館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
令和5年度及び令和6年度県庁舎（本館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
45,157,088円（うち消費税及び地方消費税の額4,105,189円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年9月19日

和歌山県告示第1344号

令和5年度及び令和6年度県庁舎（南別館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年12月1日

- 1 落札に係る調達の商品及び数量
令和5年度及び令和6年度県庁舎（南別館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の商品及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
60,100,357円（うち消費税及び地方消費税の額5,463,668円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年9月19日

和歌山県告示第1345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和5年11月8日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定納付受託者の商品及びその主たる事務所の所在地
株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 2 指定納付受託者が納付する歳入等
和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第2第8項（第1号に係る部分に限る。）に規定する旅券法（昭和26年法律第267号）の施行に関する事務に係る手数料
- 3 指定納付受託者の納付方法
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

和歌山県告示第1346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300138	ケアサービスフリーポケット	伊都郡かつらぎ町笠田東487-1	居宅介護 重度訪問介護	有限会社青葉会	伊都郡かつらぎ町笠田東487-1	令和5.10.31

和歌山県告示第1347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3032000287	ネオグループ御坊	御坊市湯川町小松原380-10	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	ネオグループ株式会社	大阪府大阪市西區北堀江一丁目9番4号	令和5.12.1

和歌山県告示第1348号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項に基づき、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター温水プール管理・運營業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター温水プール管理・運營業務（2の（3）及び（4）において「管理・運營業務」という。）

(2) 契約期間

令和6年2月26日から令和8年3月31日まで

(3) 調達役務の仕様等

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター温水プール管理・運營業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する認定を受けている者又はこの競争入札の開札の日の前日までに認定を受けることができることを誓約できる者であること。

(3) 仕様書に定める管理責任者等の有資格者を管理・運營業務の従事者として配置することができる者であること。

(4) 仕様書に定める管理・運營業務を遂行できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 個人にあっては、住民票

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 個人にあっては、在住市町村が課する個人住民税

キ 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 2の(2)及び(3)に掲げる要件を満たしていることを証する書類の写し

ケ 作業実施計画書

コ 誓約書

(2) (1)のエからカまでに掲げる書類については、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 資格審査申請時点で既に要綱に基づく審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからキまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(4) (1)のアからウまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は令和5年12月1日（金）から同月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年12月1日（金）午前9時から同月19日（火）午後5時30分までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に対し書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年12月1日（金）から同月19日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2532

ファクシミリ番号 073-432-5567

e-mail e0404001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和5年12月22日（金）までに通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和6年1月12日（金）午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対しては、令和6年1月17日（水）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1349号

令和5年9月15日付けで認可した海南市営換地計画（孟子地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第1350号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 新宮市熊野川町相須字柳原598の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第1351号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字吉原字女夫石1468の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1352号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1353号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1354号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域 ^{かん} 水源涵養保安林	3,445.96
紀中地域水源涵養保安林	1,433.31
紀北地域水源涵養保安林	326.29
紀南地域土砂流出防備保安林	903.87
紀中地域土砂流出防備保安林	386.64
紀北地域土砂流出防備保安林	415.13
紀南地域干害防備保安林	9.26

紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.50
和歌山県全域保健保安林	155.22

和歌山県告示第1355号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからツまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県が課する税の全税目又は消費税及び地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ セの許可に係る申請者又は申請者の役員等（法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者

サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴

力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス カ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

セ 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

ソ セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

タ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「有効な経営事項審査」という。）を受けていない者

チ 有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における工事種別の平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」及び「解体」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者

ツ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに掲げる期間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間とし、提出場所は主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所とする。

ア 定期の申請をする者 令和6年1月9日から同年2月5日まで

イ 第1回追加の申請をする者 令和6年6月7日から同月21日まで

ウ 第2回追加の申請をする者 令和6年9月6日から同月24日まで

エ 第3回追加の申請をする者 令和6年12月6日から同月20日まで

オ 第4回追加の申請をする者 令和7年3月7日から同月24日まで

カ 第5回追加の申請をする者 令和7年6月6日から同月20日まで

キ 第6回追加の申請をする者 令和7年9月5日から同月22日まで

(2) 申請書類

- ア 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）
- イ 地方基準点数等一覧表
- ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表
- エ 建設業関連学科新規卒業業者雇用一覧表
- オ 技術職員・CPD取得者数一覧表
- カ 職員名簿（技術職員以外）
- キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表
- ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書
- ケ 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- コ 総合評定値の通知書の写し（特別の事由がある場合を除き、有効な経営事項審査の審査基準日（以下「経営事項審査基準日」という。）が次の（ア）から（キ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに掲げる期間に含まれるもの）
- （ア）定期の申請をする者 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
- （イ）第1回追加の申請をする者 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- （ウ）第2回追加の申請をする者 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで
- （エ）第3回追加の申請をする者 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
- （オ）第4回追加の申請をする者 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
- （カ）第5回追加の申請をする者 令和6年1月1日から同年12月31日まで
- （キ）第6回追加の申請をする者 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
- サ 和歌山県が課する税の全税目に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書
- シ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が次の（ア）から（キ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに掲げる日以降のもの）
- （ア）定期の申請をする者 令和5年12月1日
- （イ）第1回追加の申請をする者 令和6年5月1日
- （ウ）第2回追加の申請をする者 令和6年8月1日
- （エ）第3回追加の申請をする者 令和6年11月1日
- （オ）第4回追加の申請をする者 令和7年2月1日
- （カ）第5回追加の申請をする者 令和7年5月1日
- （キ）第6回追加の申請をする者 令和7年8月1日
- ス 有効な経営事項審査に係る法第27条の26に規定する経営規模等評価の申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は、完成工事原価報告書の写し）
- セ 同意書
- ソ 暴力団排除等に関する誓約書
- タ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に関する遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに同法の遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及びその研修（講習）において使用した資料の写し（表紙、目次等資料の概要が分かるページを数枚程度にまとめたもの）
- チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定により和歌山県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習を受講している者は、その講習を修了したことを証明する書面の写し
- ツ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、かつ、その協定に同意している者は、その加入と同意を証明する書面

- テ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ナ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ニ 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、その業を行っていることを証明する次の（ア）又は（イ）の書面、産業廃棄物の処分を委託している者は、その委託していることを証明する次の（ウ）の書面
- （ア）産業廃棄物処分業許可証の写し
- （イ）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- （ウ）建設廃棄物処理委託契約書の写し（次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる期間に締結したもののうち、主たるもの1件分）
- a 定期の申請をする者 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- b 第1回追加の申請をする者 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで
- c 第2回追加の申請をする者 令和5年9月1日から令和6年8月31日まで
- d 第3回追加の申請をする者 令和5年12月1日から令和6年11月30日まで
- e 第4回追加の申請をする者 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
- f 第5回追加の申請をする者 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで
- g 第6回追加の申請をする者 令和6年9月1日から令和7年8月31日まで
- ヌ 労働安全衛生法関係の資格を有する者又は建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第2条第1項に規定する建設キャリアアップシステムに登録している同条第2項に規定する建設技能者を雇用している者は、その雇用している者が当該資格を有することを証明する書面の写し
- ネ 次世代育成支援等に関する取組を行っている者は、その取組を行っていることを証明する書面として、次に掲げる書面のうち該当するもの
- （ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- （イ）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- （ウ）わかやま健康推進事業所認定証の写し
- ノ 就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている者は、労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し
- ハ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者を雇用している者は、その雇用している者が当該講習を修了したことを証明する書面の写し
- ヒ 建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定による認定を受けた能力評価基準に基づき実施された同告示第2条第3項に規定する能力評価が最上位の段階又は最上位に次ぐ段階に該当する者を雇用している者は、その雇用している者が当該段階に該当することを証明する書面の写し
- フ CPD（継続的な職業能力の開発（Continuing Professional Development）であって、建設業に従事する技術者に係るものに限る。）を支援する団体が提供する継続教育制度において推奨単位数以上の単位を取得した者を雇用している者は、その雇用している者が当該単位を取得したことを証明する書面の写し
- ヘ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- ホ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主に該当する建設業者（以下「法定義務建設業者」という。）にあつては直近の同項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況についての報告書の写し、法定義務建設業者以

外の者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ

マ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載した次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

（イ）社会保険に加入しておらず、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

（ウ）雇用保険に加入していない場合は、審査基準日以前6か月以内の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

ミ 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性を雇用している者は、当該若年者又は女性の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は健康保険被保険者証の写し

ム ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）児童扶養手当証書

（イ）ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証

（ウ）民生委員の証明書

メ 審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下「市町村民税非課税者」という。）であった者を、当該2年の間雇用し、かつ、当該2年の間を経過する日から審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書

モ 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るマ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

ヤ 審査基準日以前3年の間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

ユ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書及び雇用保険適用事業所設置届事業主控

ヨ 経営事項審査基準日において労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し

ラ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書

リ 経営事項審査基準日において社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

ル ウからカまで、ク、ム及びメに記載した職員に係るマ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

レ スの経営規模等評価の申請において提出した技術職員名簿の写し

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

持参又は郵送。郵送の場合には、3（1）に定める期間に必着させること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請

の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、次の（1）から（7）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（1）から（7）までに掲げる期間とする。

- (1) 定期の申請をする者 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで
- (2) 第1回追加の申請をする者 令和6年9月1日から令和8年5月31日まで
- (3) 第2回追加の申請をする者 令和6年12月1日から令和8年5月31日まで
- (4) 第3回追加の申請をする者 令和7年3月1日から令和8年5月31日まで
- (5) 第4回追加の申請をする者 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで
- (6) 第5回追加の申請をする者 令和7年9月1日から令和8年5月31日まで
- (7) 第6回追加の申請をする者 令和7年12月1日から令和8年5月31日まで

和歌山県告示第1356号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

日足6地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	新宮市		熊野川町日足	神丸	764番	
2号	〃		〃	〃	763番	
3号	〃		〃	〃	762番	
4号	〃		〃	〃	761番	
5号	〃		〃	〃	744番38	
6号	〃		〃	〃	〃	
7号	〃		〃	〃	744番12	
8号	〃		〃	〃	752番	
9号	〃		〃	〃	759番2	

和歌山県告示第1357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・3・113号岡田大野中線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県海南市岡田字京出、山崎、幸徳庵、クツリ、ケチデン、山床、大手洗、楠田、ツバナシ、薬田

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路（3・5・102号黒江線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県海南市黒江字北ノ町、小阪

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

岩出都市計画道路（3・6・4号岩出駅畑毛線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県岩出市西野字若宮、釘貫、井ノ阪、門田

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第14号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）並びに同法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第1号及び第3号の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和5年12月1日

和歌山県人事委員会事務局長 長 尾 尚 佳

令和5年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び主な職務内容等

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	7人程度	本庁等における事務
	紀北	1人程度	伊都振興局健康福祉部における事務
	紀中	1人程度	日高振興局建設部における事務
土木	和歌山	1人程度	本庁における港湾施設の維持管理、港湾台帳の更新・電子化に関する業務等
農業	紀中	1人程度	有田振興局農林水産振興部における農業の振興に関する業務等

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間 一般事務	和歌山A	2人程度	本庁における事務
	和歌山B	1人程度	本庁における事務
	和歌山C	1人程度	本庁における事務
	紀北	1人程度	紀北県税事務所における事務
	西牟婁	1人程度	紀南県税事務所における事務
短時間 土木	和歌山	1人程度	本庁における急傾斜地崩壊対策事業に関する業務等

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和6年1月21日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	令和6年1月30日（火）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和6年2月8日（木）又は同 月9日（金）のいずれか指定 する1日	和歌山市	令和6年2月16日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 (出題分野) 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において基礎能力試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和5年度第2回和歌山県有休任期付職員及び任期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年12月21日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年12月8日（金）午前10時から令和6年1月4日（木）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和6年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北・紀中）、 土木（和歌山）、農業（紀中）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期

試験区分等	任期
短時間一般事務（和歌山A・和歌山B・紀北）、短時間土木（和歌山）	おおむね6か月以上1年以下 なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。
短時間一般事務（和歌山C）	おおむね1年間 なお、育児部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。
短時間一般事務（西牟婁）	おおむね1年間 なお、修学部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

※ 育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいい、育児部分休業とは、育児に伴う同法第19条第1項に規定する部分休業をいい、修学部分休業とは、地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務（和歌山A）	(ア) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
	(イ) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	
短時間一般事務（和歌山B）	火曜日の午後1時55分から午後5時45分まで並びに水曜日及び金曜日の午前9時から午後5時45分までの週19時間20分	日曜日、月曜日、木曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務（和歌山C）	午後3時45分から午後5時45分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務（紀北）	午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務（西牟婁）	月曜日及び火曜日の午前9時から午後5時45分までの週15時間30分	日曜日、水曜日から土曜日まで、祝日、年末及び年始
短時間土木（和歌山）	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料等の月額はおおむね以下のとおり（令和5年4月1日現在において高等学校卒業程度の学歴を有する者の場合の額）である。ただし、民間企業等の職歴、高等学校卒業を超える学歴その他

の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分等	給料等の月額（地域手当を含む。）	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山・紀北・紀中）、 土木（和歌山）、農業（紀中）	166,845円（和歌山市又は橋本市が勤務地である場合） 161,283円（和歌山市及び橋本市を除く勤務地である場合）	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山A）	勤務時間（ア）のもの 60,996円	行政職給料表
	勤務時間（イ）のもの 82,524円	
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山B）	83,242円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山C）	43,056円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（紀北）	79,773円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（西牟婁）	64,513円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間土木（和歌山）	60,996円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6（3）の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

令和6年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

令和5年12月1日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

令和6年度 和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1 (第1項関係)

[全日制の課程]

学 校 名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋 本	普通科	4	160
	※1 普通科(県立中)	1	40
紀 北 工 業	機械科	2	80
	電気科	1	40
	システム化学科	1	40
紀 北 農 芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠 田	普通科	2	80
	※2 商業科系	2	80
粉 河	※3 普通科系	6	240
	普通科	6	240
那 賀	国際科	1	40
	普通科	3	120
和 歌 山 北	普通科(北校舎)	8	320
	普通科(西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	1	40
和 歌 山	総合学科	5	200
向 陽	普通科	6	240
	※1 環境科学科	2	80
桐 蔭	普通科	5	200
	※1 普通科(県立中)	2	80
和 歌 山 東	普通科	5	200
星 林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和 歌 山 工 業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	1	40
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
創造技術科	1	40	
和 歌 山 商 業	ビジネス創造科	7	280

学 校 名	学科名(コース名等)	学級数	定員
海 南	※4 普通科系(海南校舎)	5	200
	普通科(大成校舎)	1	40
(美里分校)	普通科	1	40
箕 島	※5 普通科系	2	80
	※5 専門学科系	2	80
有 田 中 央	総合学科(総合)	3	120
	※6 総合学科(福祉)		
(清水分校)	普通科	1	40
耐 久	普通科	5	200
日 高	普通科	5	200
	※1 総合科学科	1	40
(中津分校)	普通科	1	40
紀 央 館	普通科	3	120
	工業技術科	1	40
南 部	普通科	2	80
	食と農園科(園芸・加工流通)	3	120
	※7 食と農園科(調理)		
(龍神分校)	普通科	1	40
田 辺	普通科	5	200
田 辺 工 業	※1 自然科学科	2	80
	機械科	2	80
田 辺 工 業	電気電子科	1	40
	情報システム科	1	40
神 島	普通科	3	120
	経営科学科	3	120
熊 野	看護科	1	40
	総合学科	4	160
串 本 古 座	※8 未来創造学科(宇宙探究)	3	120
	未来創造学科(地域探究・文理探究)		
新 宮	普通科	5	200
新 翔	総合学科	3	120
合 計		162	6,480

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち1クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 笠田高等学校は、総合ビジネス科及び情報処理科を「商業科系」とする。

※3 粉河高等学校は、普通科及び理数科を「普通科系」とする。

※4 海南高等学校は、普通科(海南校舎)及び教養理学科を「普通科系(海南校舎)」とする。

※5 箕島高等学校は、普通科の普通コース及びスポーツコースを「普通科系」とし、情報経営科及び機械科を「専門学科系」とする。

※6 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

※7 南部高等学校食と農園科調理コースの人数は、24人以内とする。

※8 串本古座高等学校未来創造科学科宇宙探究コースの人数は、40人以内とする。

別表第2 (第2項関係)

[定時制の課程]

学 校 名	学 科 名	学級数	定員
伊 都 中 央	普通科	昼間	2 70
		夜間	1 30
きのくに青雲	普通科	昼間	2 70
		夜間	1 30
	情報会計科	夜間	1 30
和 歌 山 工 業	機械電気科	夜間	1 40
	建築科	夜間	1 40
耐 久	普通科	夜間	1 40
日 高	普通科	夜間	1 40
南 紀	普通科	昼間	1 35
		夜間	1 30
新 宮	普通科	夜間	1 40
合 計		14	495

※9 単位制高等学校である伊都中央高等学校、きのくに青雲高等学校及び南紀高等学校の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3 (第3項関係)

[通信制の課程]

学 校 名	学 科 名	定 員
伊 都 中 央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南 紀	普通科	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
柳岡克子後援会	湯川芳規	会計責任者	山崎恭平	山崎恭平	令和 5.9.15
やまが敏宏後援会	中川幸宏	代表者	中川幸宏	山家敏宏	令和 5.8.1
		会計責任者	主井優好	山家留美	令和 5.8.1
ふじ本まり子後援会	飯塚忠史	代表者	飯塚忠史	藤井幹雄	令和 5.4.16

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
世耕弘成那智勝浦後援会	中照策	令和 4.10.5

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

令和4年11月27日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和4年11月27日執行 和歌山県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 29,757,900 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	岸本 周平	所属党派	無所属	期間 10月25日から 3月14日まで 第2回分
出納責任者氏名	末次 啓了			
収入 主たる寄附	支出 人件費		3,095,000 円	

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	4,732,248円
周勝会	政治団体	10,000,000円	選挙事務所費	4,106,000円
周勝会	政治団体	6,505,221円	集会会場費	626,248円
			通信費	1,025,985円
			交通費	293,242円
			印刷費	693,000円
			広告費	1,211,727円
			文具費	275,035円
			食糧費	525,841円
			休泊費	268,720円
その他の寄附	件	円	雑費	5,452,238円
その他の収入		円	今回計	17,573,036円
今回計		16,505,221円	前回計	2,455,685円
前回計		2,000,000円	総計	20,028,721円
総計		18,505,221円		

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	357,500円
	ポスターの作成	1,166,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,523,500円

報告書受理年月日	令和5年11月2日	第2回報告分
----------	-----------	--------

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第16号

交通監視カメラ中央装置賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年12月1日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通監視カメラ中央装置賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
令和5年9月27日
- 落札者の氏名及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 落札金額
33,376,200円（うち消費税及び地方消費税の額3,034,200円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年8月14日

訓 令

和歌山県訓令第32号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の意義は和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(入札事務及び発注事務の依頼) 第5条 各課かい長は、前条第1項の規定による単価契約に係る集中調達物品以外の集中調達物品を調達しようとするときは、集中調達機関の長に対し、当該物品の調達に係る事務のうち、契約に係る入札事務（随意契約の手続事務を含む。以下同じ。）及び契約締結後の物品の発注事務の処理を依頼しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認める場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、各課かい長は、調達しようとする集中調達物品の仕様書その他入札事務に必要な書類を添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(発注事務の依頼) 第8条 略</p> <p>2 前項に規定する依頼については、第5条第2項及び第4項の規定を準用する。</p> <p>(検査) 第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各課かい長は、集中調達物品の検査について、専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、自ら又はその所属する職員によって検査を行うこ</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の意義は和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>物品・役務電子調達システム 県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して物品又は役務の調達に係る入札の手続及び物品の管理を行うシステムをいう。</u></p> <p>(入札事務及び発注事務の依頼) 第5条 各課かい長は、前条第1項の規定による単価契約に係る集中調達物品以外の集中調達物品を調達しようとするときは、集中調達機関の長に対し、当該集中調達物品の調達に係る事務のうち、契約に係る入札事務（随意契約の手続事務を含む。以下同じ。）及び契約締結後の物品の発注事務の処理を依頼しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認める場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定による依頼は、物品・役務電子調達システムのファイルにデータを送信して行うものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、各課かい長は、調達しようとする集中調達物品の仕様書その他入札事務に必要な書類を添付しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>(発注事務の依頼) 第8条 略</p> <p>2 前項に規定する依頼については、第5条第2項、<u>第3項及び第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>(検査) 第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各課かい長は、集中調達物品の検査について、専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、自ら又はその所属する職員によって検査を行うこ</p>

とが困難であり、又は適当でないと認められるときは、集中調達機関の長又は他の各課かい長に依頼してその者又はその所属する職員に当該検査を行わせることができる。この場合において、当該検査を行う者は、財務規則第97条第1項ただし書及び第3項の規定にかかわらず、次項に定める物品検査調書の作成を省略することができないものとする。

3～5 略

(検査)

第16条 前2条の規定により調達する物品の検査については、財務規則第97条第1項及び第2項の規定に基づき行うものとする。

とが困難であり、又は適当でないと認められるときは、集中調達機関の長又は他の各課かい長に依頼してその者又はその所属する職員に当該検査を行わせることができる。この場合において、当該検査を行う者は、財務規則第97条第1項ただし書の規定にかかわらず、次項に定める物品検査調書の作成を省略することができないものとする。

3～5 略

(検査)

第16条 前2条の規定により調達する物品の検査については、集中調達物品の検査の例による。

別記第4号様式中「下記の通り」を「下記のとおり」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第33号

庁中一般

各地方機関

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(物品の出納通知) 第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第170条の3において準用する同令第168条の7第2項に規定する物品の出納通知(以下「出納通知」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書又は物品・役務電子調達システムによりこれをしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(生産品の管理者を異にする無償の自家供用) 第27条 第26条の規定は、生産品を管理者を異にして無償で自家供用する場合にこれを準用する。</p> <p>(重要物品の用途廃止) 第29条の2 重要物品の用途廃止に当たっては、前条の規定にかかわらず、重要物品用途廃止承認申請書(別記第15号様式の2)を総務事務集中課長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(財産現況報告書の提出) 第50条 財務規則第132条第1項に規定する財産現況報告書は物品については物品・役務電子調</p>	<p>(物品の出納通知) 第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第170条の3において準用する同令第168条の7第2項に規定する物品の出納通知(以下「出納通知」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書又は物品・役務電子調達システム(県が使用する電子計算機(入出力装置を含む。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して物品又は役務の調達に係る入札の手続及び物品の管理を行うシステムをいう。以下同じ。)によりこれをしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(生産品の管理者を異にする無償の自家供用) 第27条 前条の規定は、生産品を管理者を異にして無償で自家供用する場合にこれを準用する。</p> <p>(重要物品の用途廃止) 第29条の2 重要物品の用途廃止に当たっては、前条第1項の規定にかかわらず、重要物品用途廃止承認申請書(別記第15号様式の2)を総務事務集中課長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(財産現況報告書の様式) 第50条 財務規則第132条第1項に規定する財産現況報告書は物品については別記第24号様式に</p>

達システムによる報告をもってこれに代えるものとする。

よってこれを作製しなければならない。

別記第24号様式を次のように改める。

別記第24号様式 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。